令和５年４月１日

耐震化推進事業に関する助成金の委任払いの導入について（業者用）

　令和５年度より、板橋区では耐震化推進事業に関する助成金について、委任払い制度を導入することになりました。

　委任払いとは、申請者から委任を受けた業者が助成金の受領を行うというもので、申請者が業者に支払う金額が助成金を差し引いた額で良くなり、資金の準備額が少なくて済む利点があります。

　委任払いは助成金支払いの方法の選択肢の一つであり、今まで通りの支払い方法も選択できます。

（1）対象助成金

　　　木造住宅耐震化助成金

　　　非木造耐震化助成金（特定緊急輸送道路沿道建築物含む）

　　　ブロック塀等撤去助成金

（2）導入開始時期

　　　令和５年４月１日以降申請分

（3）手続き

　　 ①当初申請時

　　　 　a.委任払い承諾書（申請者、業者双方の承諾）を提出する。

　　　　 　※申請者と委任払いを受ける業者双方の承諾、業者が助成金を受領する旨等の承諾書。

②完了申請時

　　b.申請者から事業費（診断費、補強設計費又は工事費）から助成金額を差し引いた額の支払いを

受け、この額の領収書を発行する。

c.事業費全額の内訳が分かる書類（事業内訳書又は請求書等）を作成する。

　b.c.の写しを提出する。

③助成金請求時

　　　　 d.委任状兼支払金口座振替依頼書(通常の口座振替依頼書に代わり、業者が助成金を受領する

ことを委任する旨と、業者の振込口座情報を記載したもの)を提出する。

　　　④業者指定口座へ助成金が振り込まれる。

　　　①～④以外は通常の手続きと同様です。

区の助成手続き及び会計処理の都合上、区から助成金が振り込まれるまで、時間がかかります。

御社の経理体制が委任払いに対応可能で、申請者が資金準備にお困りの様であればご活用を検討ください。

板橋区都市整備部建築安全課

建築耐震係　03-3579-2554

助成金の委任払いに係る金銭の流れ

通常の流れ

板橋区

②

①

申請者

事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　①事業費全額の支払い（事業完了時等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　②助成金の振込（助成金手続き完了後）

委任払いの流れ

板橋区

②

①

申請者

事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　①事業費から助成金額を引いた額の支払い（事業完了時等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　②助成金の振込（助成金手続き完了後）

※申請者の支払い後、助成金額振込まで手続き等で時間がかかります。

板橋区都市整備部建築安全課

建築耐震係　03-3579-2554